

社会福祉法人 喜入会 役員等の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 喜入会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び22条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事、監事をいい、評議員、評議員選任・解任委員、入所検討委員を併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務先とするものをいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- | | |
|----------------|---------------|
| (1) 理事長 | 報酬、 賞与、 退職慰労金 |
| (2) 常勤の理事 | 報酬、 賞与、 退職慰労金 |
| (3) 非常勤の役員 | 報酬、退職慰労金 |
| (4) 評議員 | 報酬、退職慰労金 |
| (5) 評議員選任・解任委員 | 報酬 |
| (6) 入所検討委員 | 報酬 |

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。ただし、理事長は除く。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 理事長及び常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額
- (3) 退職慰労金 別表3に定める算式により算出される額

2 非常勤の役員に対する報酬の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第4に定める額
- (2) 退職慰労金 別表第3に定める算式により算出される額
- 3 評議員に対する報酬の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、評議員会において決定する。
 - (1) 報酬 別表第5に定める額
 - (2) 退職慰労金 別表第3に定める算式により算出される額
- 4 評議員選任・解任委員、入所検討委員に対する報酬の額は別表第5に定める額とする。

(報酬等の支払い方法)

第5条 理事長及び常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月26日(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第7条の規定に準じて支給)
- (2) 賞与 毎年7月及び12月
- (3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後6か月以内
- 2 非常勤の役員及び評議員、評議員選任・解任委員、入所検討委員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設の運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に(死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族に)支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に法人が定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを1円に切り上げる端数処理を行う。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(附則)

1. この規程は、平成29年6月24日から施行する。

別表第 1（理事長及び常勤の理事の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 850,000 円
理事	月額 550,000 円

別表第 2（理事長及び常勤の理事の賞与）

7 月の賞与	報酬月額×1.5 カ月分
1 2 月の賞与	報酬月額×1.5 カ月分

※上記を限度額とする。

別表第 3（理事長、常勤の理事、非常勤の役員及び評議員の退職慰労金算定式）

理事長	報酬月額×在任年数×支給率
常勤の理事	報酬月額×在任年数×支給率
非常勤の役員	10,000 円×在任年数
評議員	10,000 円×在任年数

※支給率はその都度、理事会において決定する。

※上記在任年数は 1 カ年単位とし、端数は月割とする。ただし、1 カ月未満は 1 カ月に切り上げる。

別表第 4（非常勤の役員の報酬）

(1) 理事	日 額
理事会等会議への出席	20,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000 円

(2) 監事	日 額
理事会・監事監査・指導監査等への出席	20,000 円
監事研修への出席	5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000 円

別表第 5（評議員、評議員選任・解任委員、入所検討委員の報酬） 日 額

評議員会への出席	20,000 円
評議員選任・解任委員会への出席	5,000 円
入所検討委員会への出席	5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000 円